

## 30万円未満の資本的支出

**Q** : 30万円未満の資本的支出は、損金に算入することができますか？

**A** : 中小企業で、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、損金に算入することが認められます。

### 【解説】

青色申告の中小企業者には、取得価額30万円未満の減価償却資産を平成20年3月31日までに取得し、これを事業の用に供した場合には、その取得価額の全額が損金に算入できる即時償却という制度があります。

資本的支出が、この減価償却資産の取扱いと同様に扱われるかですが、資本的支出については、原則として、新たに取得したものであっても、即時償却資産で規定する「取得し、又は製作し、もしくは建設し、かつ、その中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産」には該当しないこととされていますので、30万円未満の資本的支出であっても損金に算入することが認められないということになります。

ただし、その資本的支出が、例えば、改良等により、その有する資産の規模が拡張されたり、別の機能を付加するなど、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合にかぎり適用することができることとされていますので、この要件を満たす30万円未満の資本的支出であれば、事業の用に供した事業年度において損金算入することが認められます。

